

山形県いじめ問題審議会の会議の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県いじめ問題審議会運営要綱第5条の規定により、山形県いじめ問題審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の定員)

第3条 一般席の定員は、原則として10人とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することができる。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴を希望する者は、会議の開始時刻までに、受付において住所、氏名等を記入し、所定の席で傍聴しなければならない。

2 一般席の傍聴手続は、先着順に行い、定員になり次第終了するものとする。

(入場の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場へ入場することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ヘルメット、鉢巻、たすきの類の着用等通常の服装をしていない者
- (4) その他、議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人（第3号については、一般席の傍聴人に限る。）は、傍聴席にいるときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 審議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 傍聴席において写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音をしないこと。
- (4) 議長又は議長の命を受けた係員の指示に従うこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。

2 傍聴人は、会議終了後において、審議における発言に対し、個人を誹謗中傷するような行為を行ってはならない。

(傍聴人の退場)

第7条 議長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、傍聴人に対し退場を命ずることができる。

- (1) 率直な意見の交換が不当に阻害されるおそれがあるとき。
- (2) 意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとき。
- (3) 県民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれがあるとき。
- (4) 特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 傍聴人がこの要領に違反したとき。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。